

# 福岡県公報

平成二十年三月十七日  
第二千七百九十八号  
増刊 ①

## 目次

### 規則(第九号―第十三号)

福岡県ふく取扱条例施行規則の一部を改正する規則	(生活衛生課)	―
製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則	(生活衛生課)	―
福岡県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則	(労働政策課)	七
調理師法施行細則の一部を改正する規則	(健康対策課)	七
栄養士法施行細則の一部を改正する規則	(健康対策課)	七

## 規則

福岡県ふく取扱条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月十七日

福岡県知事 麻生 渡

### 福岡県規則第九号

福岡県ふく取扱条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県ふく取扱条例施行規則(昭和五十四年福岡県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「外国人登録証明書」の下に「の写し」を加える。

第十三条中「長及び」を「長又は」に改める。

様式第一号中「第47条」を「第57条」に、「生活衛生課」を「本庁」に

に改める。

収受印

を

保健所収受印

様式第五号中「戸籍抄本」を

「戸籍抄本

ふく処理師免許証

(注)変更の内容が氏名の場合、ふりがなも記入すること。」

附則

この規則は、公布の日から施行する。

に改める。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月十七日

福岡県知事 麻生 渡

### 福岡県規則第十号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年福岡県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「手札型」を「縦7センチメートル横5センチメートル」に改める。

第十条中「又は就業地」を「就業地又は就学地」に、「長及び」を「長又は」に、

「及び就業地」を「就業地若しくは就学地」に改め、「有しない者」の下に「又は

製菓衛生師養成施設の設置者」を加え、同条を第十一条とする。

第九条中「様式第八号」を「様式第九号」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「様式第七号」を「様式第八号」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「様式第六号」を「様式第七号」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

(免許証の交付申請書)

第六条 政令第一条の規定による免許の申請書は、様式第五号によるものとする。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第3条関係)

### 製菓衛生師試験受験願書

年 月 日

福岡県知事 殿

本 籍 (都道府県名、外国人は国籍)

現住所

氏名 ㊟

年 月 日生

製菓衛生師試験を受けたいので関係書類及び試験手数料を添えてお願いします。

関係書類 (該当欄の  にチェックを入れること。)

- 1 履歴書
- 2 戸籍の抄本
- 3 受験資格を確認する書類 ( ~ のうち、該当するもの)
  - 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類及び製菓業務従事証明書
  - 製菓衛生師養成施設の養成課程を修了したことを証する書類
  - 法附則第3項に規定する受験資格を有することを証する書類及び製菓業務従事証明書
- 4 職業能力開発促進法の規定による菓子製造技能士であることを証する書類
  - 製菓理論及び実技試験の免除を申し出る場合に限る。
- 5 写真 (出願前3月以内に撮影した正面向き、上半身無帽の縦7センチメートル横5センチメートルのもの)

(注) 氏名は、楷書にて戸籍の記載とおり正確に記入すること。  
 現住所は、マンション、アパート寮等はその建物の名称及び部屋の番号等を、寮や他人の家に寄宿している場合は、寄宿先の住所及び名称を記入すること。  
 (郵便物が確実に届く内容であること。)

様式第八号中「第6号」を「第0号」に改め、同様式を様式第九号とする。  
様式第七号中「第8号」を「第6号」に改め、同様式を様式第八号とする。  
様式第六号中「第7号」を「第8号」に改め、同様式を様式第七号とする。  
様式第五号を次のように改める。

様式第5号 (第6条関係)

### 製菓衛生師免許申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 印  
電話番号

下記より、製菓衛生師の免許証の交付を受けたいので、関係書類及び手数料を添えて申請します。

#### 記

本籍地 (外国人の場合は国籍)	都・道・府・県 (国籍)		
現住所			
ふりがな 氏名	性別	男・女	
生年月日	年	月	日生
合格年月日 合格した都道府県	年 月 日 (合格証書の日付) 都・道・府・県知事施行製菓衛生師試験合格		
製菓衛生師法第8条の規定による免許の取消処分を受けたことの有無 「有」のときは、処分をした都道府県名、処分年月日及び処分の理由	有・無  有の場合 都道府県名： 年 月 日： 理 由：		

#### 添付書類

- (1) 「戸籍抄本」、「戸籍謄本」、「住民票の写し(本籍地の記載があるもの。ただし、本籍のない者及び本籍が明らかでない者にあつては、その旨が記載されたもの。)」のいずれか一つ  
(外国人の場合は、「外国人登録証明書の写し」又は「登録原票記載事項証明書」)
- (2) 麻薬、あへん、大麻及び覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書  
(診断の日から1か月以内のもの)
- (3) 製菓衛生師試験に合格をしたことを証する書類  
上記の書類は、原本を提出すること。ただし、(3)の書類が「合格証書」である場合及び(1)の書類が「外国人登録証明書」の場合は、原本提示の上、コピーの提出も可とする。

様式第五号の次に次の様式を加える。

様式第6号 (第7条関係)

# 製菓衛生師 (名簿訂正 名簿訂正及び免許証書書換え交付) 申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

新本籍

旧本籍

現住所

ふりがな

新氏 名 ㊦

旧氏 名

年 月 日生

このたび ( ) により製菓衛生師名簿及び免許証の記載事項に変更が生じたので、

(名簿の訂正  
名簿の訂正及び免許証の書換え交付) をされるよう (関係書類  
関係書類及び手数料) を添えて申請します。

### 関係書類

- 1 製菓衛生師名簿の訂正の場合  
戸籍の抄本
  
- 2 製菓衛生師名簿の訂正及び免許証の書換え交付の場合  
戸籍の抄本  
製菓衛生師免許証

(注) ( ) 内には、婚姻、離婚、本籍変更等の変更原因を記入すること。

本籍は、都道府県名 (外国人は国籍) のみを記入すること。

変更がない項目は、「新」の欄に記入すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月十七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十一号

福岡県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県職場適応訓練委託規則（昭和四十一年福岡県規則第四十七号）の一部を

次のように改正する。

第一条中「第十三条第五号」を「第十八条第五号」に改める。

第十三条第三号中「第十二条」を「第二十条」に、「第十六条第三項」を「第二十

四条第三項」に改め、同条第四号中「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関

する特別措置法（昭和五十八年法律第三十九号）第十三条」を削り、「沖縄振興開発

特別措置法（昭和四十六年法律第三百一十一号）第四十一条」を「沖縄振興特別措置法

（平成十四年法律第十四号）第七十八条」に改める。

第二条 福岡県職場適応訓練委託規則の一部を次のように改正する。

第一条中「及び雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十三条第一項第三

号」を削る。

第十三条第四号中「又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七十八

条」を削り、同条第五号を削り、同条第六号中「若しくは」を「又は」に改め、「又

は前号に規定する認定を受けた者」を削り、同号を同条第五号とする。

附則

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十年四月一日から施行する。

調理師法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月十七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十二号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和三十四年福岡県規則第六十号）の一部を次のように改正する

。第六条第一号中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

第十三条第一項中「三部」を「二部」に、「二部」を「一部」に、「調理師養成施設

の所在地を管轄する保健福祉環境事務所長（保健所を設置する市にあっては、当該保健

所の長及び当該市の長）を経由」を「知事に提出」に改め、同条第二項中「長及び」を

「長又は」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月十七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十三号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（昭和三十六年福岡県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「政令第二百三十一号」の下に、「以下「政令」という。」を加える。

第三条中「及び」を「又は」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）